

群馬県感染症対策事業継続支援金のご案内

まん延防止等重点措置適用に伴う時短要請や不要不急の外出自粛要請等の影響を受けた県内中小企業者等へ支援金を支給します。

主な要件

- 対象月（5月、6月）の売上減少率が対前年又は対前々年同月比で**30%以上50%未満**減少していること。
- まん延防止等重点措置の適用等に伴う飲食店等及び大規模集客施設等の時短要請協力金の対象事業者でないこと。
- 休業又は時短営業を実施した県内の飲食店と直接・間接の取引があること。又は、**不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響**を受けていること。

支給額 ※1事業者あたり

法人 最大20万円/月

個人 最大10万円/月

いずれか低い額

【売上減少額】

「前年又は前々年の対象月の売上」
－「本年の対象月の売上」

※「月次支援金」売上減少率50%以上はこちらの対象となります

中小企業庁「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」



「対象事業者の例」

飲食業

時短要請対象外飲食店
外出自粛等の影響による
来客の減少に伴い売上が減少

卸・小売業

飲料・酒類卸売業
時短要請対象飲食店からの注文
減少に伴い売上が減少

製造業

食品加工・製造業
時短要請による取引先飲食店や
食品卸・小売業からの注文減少
に伴い売上が減少

サービス業

理容・美容業
外出自粛等による利用客減少・
結婚式等のイベント減少に伴い
売上が減少

旅客運送業

タクシー業、運転代行業
時短要請対象飲食店の利用客減
少や、不要不急の外出自粛等の
影響により売上が減少

サービス業

冠婚葬祭業
外出自粛等の影響による式の
延期・中止に伴い売上が減少

観光関連業

観光施設・土産物屋・宿泊施設
外出自粛等の影響による利用
客の減少に伴い売上が減少

娯楽業

遊興施設
外出自粛等の影響で来客
が減少し、売上が減少

申請方法

- 申請要領等は、県ホームページからダウンロードできます。
- 各行政県税事務所、各市町村、商工会議所・商工会の窓口でも配布を予定しています。
- 申請受付：（5月分）令和3年7月上旬開始予定
（6月分）令和3年7月中旬開始予定



問い合わせ先

感染症対策事業継続支援金コールセンター

TEL：027-381-8590（土日・祝日含む9：00～17：00）

申請書類等（予定）

●申請書・誓約書

●確定申告書の写し（2019年及び2020年）※税務署の押印があるもの

①法人の場合（次の両方を添付）

- ・確定申告書別表1（控）
- ・法人事業概況説明書（両面）

②個人事業主の場合

ア 青色申告の場合（次の両方を添付）

- ・確定申告書第1表（控）
- ・所得税青色申告決算書（1ページと2ページ）

イ 白色申告の場合

- ・確定申告書第1表

●取引等確認書類

①営業時間を短縮した飲食店等と直接・間接の取引がある場合

- ・取引先との反復継続した取引を示す「帳簿書類（納品書等）及び通帳」等

②不要不急の外出自粛による直接的な影響がある場合

- ・個人顧客又は個人向けに商品・サービスの提供を行う取引先との継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」等

●本人確認書類（※法人の場合は代表者のもの）の写し

例：運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等

●振込先口座と口座名義が確認できる通帳等の写し

※添付書類は、国の月次支援金に準ずる予定ですが、内容確認のため追加で依頼する場合があります。

群馬県感染症対策事業継続支援金 支給対象となり得る事業者の具体例

飲食店

営業時間短縮要請協力金の支給対象の飲食店【当支援金の対象外】

食品加工・製造業事業者

惣菜製造業者、食肉処理・製品業者、水産加工業者、
飲料加工事業者、酒造業者 等

器具・備品事業者

食器・調理器具・店舗の備品・消耗品（おしぼり
等）を販売する事業者 等

サービス事業者

接客サービス業者、清掃事業者、廃棄物処理業者、広
告事業者、ソフトウェア事業者、設備工事業者 等

流通関連事業者

業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農協・漁協、貨物運送事業者 等

飲食品・器具・備品等の生産者

農業者、漁業者、器具・備品製造事業者 等

主に対人で個人向けに商品・サービスの提供を行う B to C 事業者

旅行関連事業者

飲食事業者（飲食店、喫茶店等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、旅客運送
事業者（タクシー、バス等）、自動車賃貸業、旅行代理店事業者、文化・娯楽
サービス事業者（博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、公園、遊園地、
公衆浴場、興行場、興行団 等）、小売事業者（土産物店） 等

その他事業者

文化・娯楽サービス事業者（映画館・カラオケ等）、小売事業者（雑貨店・アパレ
ルショップ等）、対人サービス事業者（理容店、美容室、クリーニング店、マッ
サージ店、整骨院、整体院、エステティックサロン、結婚式場、運転代行業 等）

上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者

食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸、貨物運送事業者、広告事業者、
ソフトウェア事業者